

あなたのお店に 消火器は ありますか？



2019年10月1日～

糸魚川市大規模火災（2016年12月22日／写真提供：糸魚川市消防本部）

火を使用する**すべての飲食店**に
消火器の**設置が必要**となりました。

飲食店

火を使用する
設備又は
器具がある？



はい

設置義務あり※

いいえ

設置義務なし

お問い合わせ先

美方広域消防本部予防課予防係 0796-92-0119
美方広域消防署香住分署予防係 0796-36-0119